

E B P M 調書

事業名	合併処理浄化槽転換促進事業費	課・担当	水環境課 浄化槽・豊かな川づくり担当	担当者(内線)
-----	----------------	------	--------------------	---------

E B P Mによる検証（ロジックモデル）								
①将来像 (目指す姿)	②現状	③課題 (将来像と現状との差についての分析)	④投入 (インプット=予算)	⑤事業活動 (アクティビティ)	⑥事業実績 (アウトプット)			
・すべての県民が衛生的な排水処理施設へアクセスでき、全市町村で生活排水処理率95%以上となっている。	・県内河川の汚濁原因の約7割が生活排水由来である。 ・県内の浄化槽約47万基のうち約半数を単独処理浄化槽が占める。単独処理浄化槽は、し尿を処理するが台所や風呂からの生活雑排水は未処理のままで流れとなる。 ・このため、河川環境の改善のため、平成13年度以降は単独処理浄化槽の新設が禁止され、し尿も生活雑排水も処理する合併処理浄化槽のみが新設されている。禁止前に設置された単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換がなかなか進まず、鈍化する傾向にある。 ・その結果、全県の生活排水処理率は令和6年度末で94.4%にとどまり、近年は年間0.5%以下しか処理率が上がらない状況となっている。	・転換が進まない原因は、合併処理浄化槽の設置等の工事費用が120万円前後と個人が負担するには高額であること、また、単独処理浄化槽が河川の汚濁の原因となっていることについての住民の理解不足がある。 ・市町村は国の交付金制度を活用し、住民が合併処理浄化槽へ転換することに補助を行っている（県内52市町村）。県はさいたま市を除く51市町村に対し上乗せ補助を行っている（1基あたりの市町村負担額が軽減され、より多くの基数に補助できることから、転換のスピードをあげる効果がある）。 ・しかし補助があっても50万円程度の個人負担が生じるため補助基数は年々減少している（R1:1,021基→R6:420基）。補助の内訳例は国36万円、県20万円、市町村16万円。 ・また、単独処理浄化槽が多く残存する秩父、比企、北部地域では町村が多く、財政や人的資源が限定され、補助実績につながりにくい傾向にある。 ・このため、住民に河川環境改善への理解を働きかけ合併処理浄化槽への転換促進を図る手法から、住民の負担額が10万円程度となる公共浄化槽の導入促進へ移行する。市町村にとつても、公共浄化槽は負担額の約半分について交付税措置があり、個人設置よりも市町村の負担は小さくなる。補助の内訳例は国55万円、県50万円、市町村5万円。	予算額 千円 一般財源 千円	研修会開催回数	①研修会開催回数 ②導入検討市町村数 ③公共浄化槽の補助基数	直接成果 公共浄化槽導入市町村数	中間成果 ・生活排水処理率が95%以上を達成した市町村数の増加 ・生活排水処理率が90%以上95%未満の市町村数の増加 ・生活排水処理率が90%未満の市町村数の減少 ・合併処理浄化槽への転換基数	最終成果（将来像） すべての県民が衛生的な排水処理施設へアクセスでき、全市町村で生活排水処理率95%以上となっている。

⑧事業実績（アウトプット）が成果（アウトカム）に結び付くことを示すロジック及び根拠

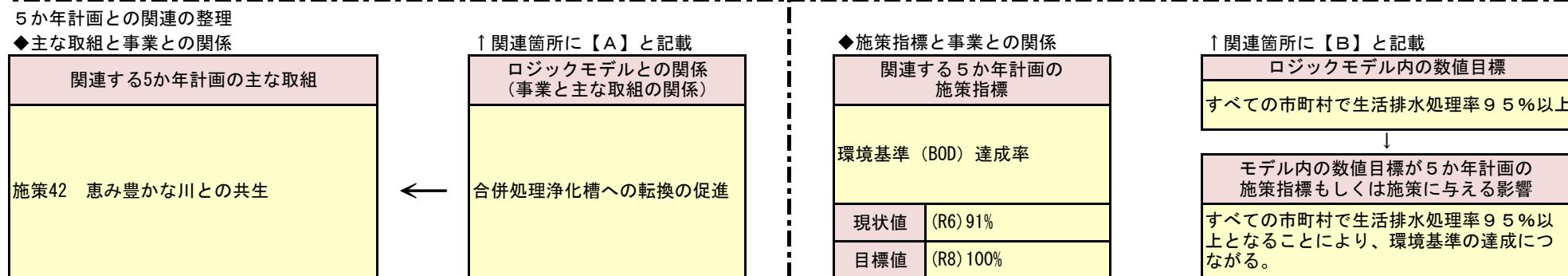
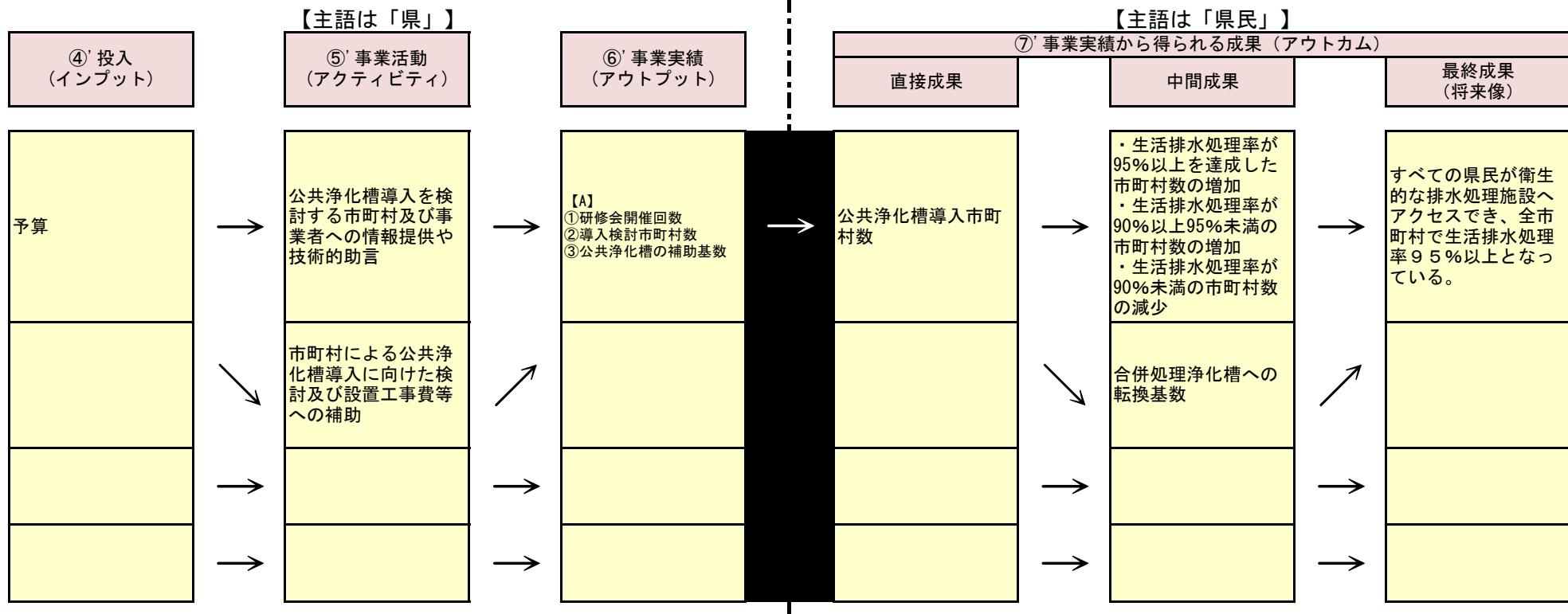
- ・公共浄化槽導入を検討するための研修会を開催し、市町村及び事業者への情報提供や技術的助言を行うとともに、意向調査やマッチング支援を実施する。
- ・公共浄化槽導入可能性調査を行う市町村への補助を行って、導入を検討する市町村を増やす。
- ・公共浄化槽導入済み市町村に対し、公共浄化槽設置工事、配管、撤去事業への補助を行う。
- ・公共浄化槽の導入を検討している市町村に対する移行経過措置として、個人設置への補助を行う。

⑨指標	R 8	R 9	R 10	R 11	⑩関連する5か年計画の主な取組等	
研修会への参加市町村数	6	6	6	6	No. 分野別施策名	施策42 恵み豊かな川との共生
公共浄化槽導入検討市町村数	6	5	4	3	主な取組	下水道、農業集落排水などの生活排水処理施設の整備や合併処理浄化槽への転換の促進
公共浄化槽導入市町村数	13	14	15	16		

事業手法に係る自己検証			
検証項目		評価	評価に関する説明
県費投入の必要性	事業目的が730万県民や社会ニーズを的確に反映しているか。		○ S D G s の実現に向け、すべての県民が衛生的な排水処理施設へのアクセスを実現し、公共用水域の水質改善を図る必要がある。
	市町村、民間等に委ねることができない事業か。		○ 合併処理浄化槽への転換促進のため、個人負担の軽減及び市町村支援のための補助等を行うことが不可欠である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。 政策体系の中で優先度の高い事業か。		○ 県全域水質汚濁の約5割が単独処理浄化槽から発生しており、生活排水処理施設である合併処理浄化槽への転換促進が必要である。
事業の効率性	一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル方式による契約のうち、一者応札となったものではないか。 競争性のない随意契約となったものはないか。	—	
	受益者負担は適切に設定されているか	○	下水道と比較して、浄化槽の初期費用は同程度になる。
	使途が事業目的達成にあたり必要なものに限定されているか。	○	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換のみを対象に補助を行っている。一方、建築物の新設に伴う合併処理浄化槽の設置や古くなった合併処理浄化槽の更新は、補助せずとも合併処理浄化槽が設置されるため補助の対象外とし、事業目的達成に必要な補助に限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は適切か。	○	市町村が見込んだ補助基数に対し、住民の転換補助の利用意向が少ない場合、不用率が大きい。
	既存事業との重複はないか。 国、県、市町村で同様な事業を実施し二重行政となっていないか。	—	
	コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	補助対象の地域を絞ることで費用対効果を意識した補助となっており、コスト削減に寄与している。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	公共浄化槽を導入する市町村が増えることにより、生活排水処理率の向上につながる
	事業実施に当たって他の手段・方法等が感がられる場合、それと比較してより効果のあるいは低成本で実施できているか。	—	
	活動実績は見込に見合ったものであるか。	○	公共浄化槽を導入する市町村が増えることにより、生活排水処理率の向上につながる
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	合併処理浄化槽への転換により生活排水が適切に処理され、河川水質の改善に寄与している。
			総合評価 A

関連する事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右欄に記載）			
関連事業	部局・課名	事業名	役割分担の内容

E B P M 調書 ロジックモデル（フローチャート）



EBPM調書(有識者会議様式)

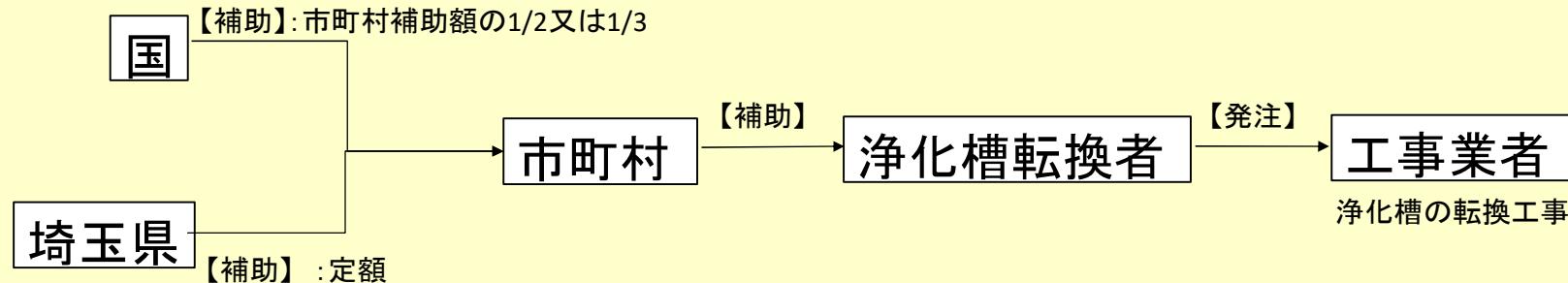
(単位:千円)

予算執行状況		当初予算額		補正予算額		最終現計予算額		執行額 (決算額)	執行率
		事業費	(うち一財)	事業費	(うち一財)	事業費	(うち一財)		
令和7年度	1 環境保全地区への補助	1,500	1,500			1,500	1,500		0.0%
	2 環境基準(BOD)非達成の河川流域	60,000	60,000			60,000	60,000		0.0%
	3 公共浄化槽への補助	39,000	39,000			39,000	39,000		0.0%
	4 市町村の取組に応じた補助	44,000	44,000			44,000	44,000		0.0%
	5 転換困難世帯への対応	9,000	9,000			9,000	9,000		0.0%
令和6年度	1 環境保全地区への補助	1,500	1,500			1,500	1,500	500	33.3%
	2 環境基準(BOD)非達成の河川流域	60,000	60,000	-5	-5	59,995	59,995	28,800	48.0%
	3 公共浄化槽への補助	59,000	59,000	-15,000	-15,000	44,000	44,000	21,000	47.7%
	4 市町村の取組に応じた補助	50,000	50,000	-12,200	-12,200	37,800	37,800	46,400	122.8%
	5 転換困難世帯への対応	9,000	9,000			9,000	9,000	1,446	16.1%
令和5年度	1 公共浄化槽への補助	103,500	103,500	-58,000	-58,000	45,500	45,500	25,500	56.0%
	2 個人設置型への補助	187,547	187,547	-39,006	-39,006	148,541	148,541	109,200	73.5%
	3 個人設置型(環境保全地区)への補助	1,500	1,500			1,500	1,500	0	0.0%
	4 転換困難世帯への対応	9,000	9,000			9,000	9,000	3,337	37.1%
令和4年度	1 公共浄化槽への補助	105,000	105,000	-55,000	-55,000	50,000	50,000	34,493	69.0%
	2 個人設置型への補助	170,000	170,000			170,000	170,000	131,100	77.1%
	3 個人設置型(環境保全地区)への補助	7,500	7,500			7,500	7,500	500	6.7%
	4 転換困難世帯への対応	10,000	10,000			10,000	10,000	2,436	24.4%
	5 共同浄化槽への補助	10,000	10,000	-10,000	-10,000	0	0	0	0.0%
	6 公共浄化槽の導入促進	20,808	27,808	-87	-87	20,721	27,721	0	0.0%
	7 公共浄化槽の導入促進(その2)	7,000	7,000			7,000	7,000	58	0.8%

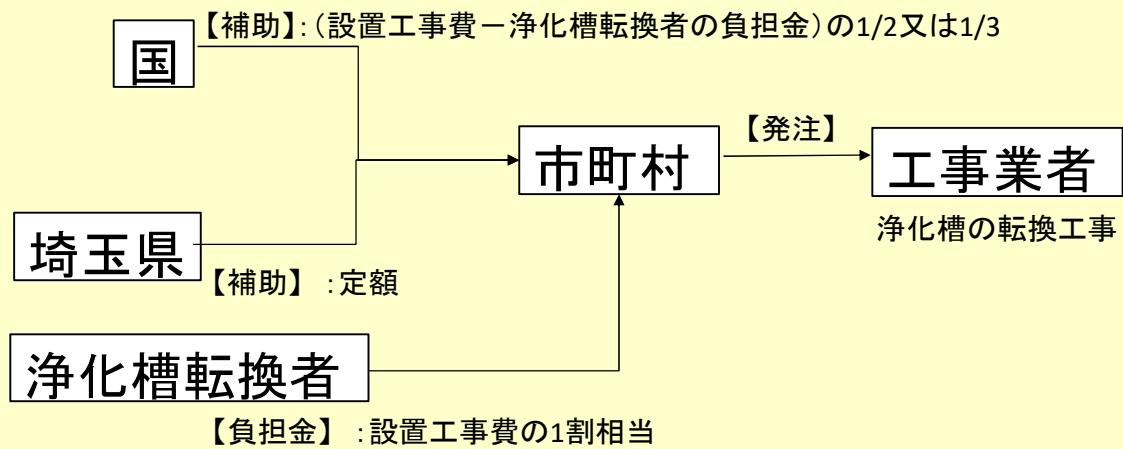
令和3年度	1 公共浄化槽への補助	155,000	155,000	-66,000	-66,000	89,000	89,000	38,877	43.7%
	2 個人設置型への補助	170,000	170,000	-17,000	-17,000	153,000	153,000	145,000	94.8%
	3 個人設置型(環境保全地区)への補助	7,500	7,500			7,500	7,500	500	6.7%
	4 共同住宅(11人槽以上)への補助	10,000	10,000	-10,000	-10,000	0	0	0	0.0%
	5 転換困難世帯への対応	25,000	25,000	-11,000	-11,000	14,000	14,000	1,856	13.3%
	6 共同浄化槽への補助	10,000	10,000	-10,000	-10,000	0	0	0	0.0%
	7 公共浄化槽の導入促進	21,017	21,017	-123	-123	20,894	20,894	0	0.0%
	8 公共浄化槽の導入促進(その2)	17,000	17,000			17,000	17,000	659	3.9%
	9 綾瀬川・中川の水質集中改善	666	666	-86	-86	580	580	0	0.0%

令和3年～令和7年

1. 個人設置型への補助



2. 公共净化槽整備の導入促進



事業概要

S D G s の実現に向け、県民すべてが衛生的な排水処理施設へアクセスできるよう合併処理浄化槽への転換を促進するため、個人負担の軽減及び市町村支援のための補助等を行い、公共用海域の水質改善を図る。

事務局の説明

＜会議対象とした理由・論点＞

法令上、転換に係る費用補助については県の役割として明確に定められておらず、個人所有の浄化槽に対して県が費用補助をする必要性が不明確であり、既存の事業において転換への補助を行っているが実態として転換が進んでいない状況を鑑みると、現状の手法が適切か議論が必要である。また、個人設置に対する補助と公共浄化槽設置に対する補助が併存しており、政策誘導の方向性に疑義がある。さらに、合併処理浄化槽への転換が進まない要因の分析が不足しており、転換が図られていない要因は金銭的な問題のみではないと考えられるため、費用補助以外の課題に対するアプローチも検討が必要ではないか。

＜EBPM 上の課題＞

事業の将来像が明確に示されていない中において、事業効果を測る適切な指標となっているか評価が困難である。

担当部局の説明

＜事務局の提示する課題についての説明＞

合併処理浄化槽への転換が進まない最大の理由は、高額な設置工事費用が住民にとって負担となっていることから、住民の費用負担・市町村の財政的負担がより小さくなる、公共浄化槽導入による合併処理浄化槽への転換に重点を置き、公共浄化槽設置に取り組む市町村に対しては経過措置として個人設置型の補助を行う。

本事業の将来像を「すべての県民が衛生的な排水処理施設へアクセスでき、全市町村で生活排水処理率 95 %以上となっている。」とし、必要な転換基数を精査する。

議事の概要

＜A 委員＞

委 員： 合併処理浄化槽の転換工事を行う際、地域ごとの工程表のようなものは作成しているのか。

担当部局： これまで個人個人の判断によって転換工事を行っているため、スケジュール的に管理しているような制度はない。

委 員： 地域ごとに転換の時期を区切ってインセンティブ付けするような積極的なプロモーションを行っていないのか。

担当部局： 本県においてそのようなプロモーションを行ったことはないが、他県の自治体においては補助の期限を設け、転換の促進を進めている例があるというのは聞いたことがある。

< B 委員 >

委 員： 公共浄化槽の場合、国からの補助を受けることができ、残額についても起債ができ、交付税措置の対象にもなっている。それに加えて県が補助をしているということは、県が補助することによって転換が進むようになるということか。

担当部局： 県が補助することにより 1 基あたりの市町村の負担が減り、市町村が補助できる基数が増えることによって転換のスピードが上がると考えている。

委 員： 県補助がある場合とない場合で、市町村の補助可能基数がどのくらい違うのかわかるデータはあるのか。

担当部局： 具体的なデータは持ち合わせていないが、市町村にアンケート調査を行った際、県の補助がなくなった場合、市町村の補助する基数を削減する可能性があるというような回答をもらっている。

< C 委員 >

委 員： これ以上転換が進まないのは頭打ちになっている可能性があると思われる所以、これまでのやり方では駄目なのではないか。

担当部局： 生活排水処理率も市町村によってばらつきがあることが分かったため、市町村の主体的な取組が進むように県が広域的に支援していきたいと考えている。

委 員： そうしたときにお金を出せばいいというものではなく、市町村が頑張るような仕組みというのを何か考えているか。

担当部局： これまでも行なっているところであるが、戸別訪問などの効果的な住民への周知方法等の取組を進めていきたいと考えている。

委員の評価及び意見

< A 委員 > B (再構築すべき)

事業の重要性は十分理解できるため、事業は基本的に推進すべきと考える。

一方で、執行率がかなり低く、成果指標がほぼ充足 (95%) しており、それを超えて事業を推進するためには、仕組み（地域での工事スケジュール・工程表の公開、周知、補助金のインセンティブ付け等）を再考するなどの改善が必要と考える。

< B 委員 > B (再構築すべき)

事業の必要性は理解できるが、漫然と補助を続けるのではなく、目標年次と必要な期間を明確にして計画的に事業を進めるべきで、対象については一層の重点化を進めるべきと考える。

最終成果を「生活排水処理率が全市町村で 95% 以上になる」とすると、最後のいくつかの市町村については達成が難しくなり費用対効果が落ちることが予想されるため、「ほぼ全市町村」が達成したら事業終了でもよいのではないか。

< C 委員 > B (再構築すべき)

合併処理浄化槽に転換できる世帯はすでに転換しており、残っている世帯は今のままでは変えられない世帯であり、この事業は頭打ちになっている。

重点的に進める地域を区切り、そこに支援したり、個人への説明会をしたり、これまでとは異なる方法で合併処理浄化槽への転換を進めていくべきと考える。

える。

有識者会議を踏まえた評価

【B（再構築すべき）】

公共浄化槽への重点化を図る方向に見直しをしているが、執行率の低いこれまでの事業手法から大幅な変更がないことや具体的な事業スキームが示されていないことから、実効性のある取組とするため、さらに具体的な検討を行う必要がある。

特に、費用対効果の高い合併処理浄化槽への転換手法や対象地域の重点化、目標年次・事業終期等の事業実施にあたっての課題に対する検討を深め、目標達成に向けた計画的な取組とする必要がある。

成果指標（生活排水処理率）が下水道整備地域等を含む指標となっており、浄化槽整備区域内の改善状況を正しく測るための指標になっているか疑問である。

有識者の意見から考えられる方向性

他県の取組を参考にするなど、地域や期間を区切った補助の実施や市町村の取組状況に応じた補助の実施など、補助の手法についても一層転換が進むような新たな手法を検討し、費用対効果の観点からも県として補助を行う対象について更なる重点化を行うこと。

本事業における将来像達成の目標年次を具体的に示すとともに、目標達成までの具体的な道筋を示し、成果指標については、浄化槽整備区域内に絞った指標を設定するなど、事業効果をより明確に測ることができる指標を検討すること。

見直しにあたっては居住市町村によって不公平感が生じないよう対応を検討するとともに、市町村主導で自律的な取組となるよう工夫すること。